

愛恵こどもの園 重要事項説明書

1 (施設の名称等)

施設運営主体

名 称 社会福祉法人 浜松乳児福祉会
代表者 理事長 佐々木成明
所在地 浜松市中央区鴨江三丁目 3 番 3 7 号

園の類型・名称及び所在地・電話

類 型 幼保連携型認定こども園
名 称 愛恵こどもの園
所在地 浜松市中央区鴨江三丁目 3 番 3 7 号
電 話 053-453-5526

2 (事業の目的)

愛恵こどもの園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして子どもの健やかな成長が図られるよう適正な環境を整え、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

3 (運営の方針)

当園は、乳幼児に対して教育及び児童福祉施設としての保育並びにその保護者に対する子育て支援事業の有機的な連携を図りつつ、次にあげる目標を達成するよう教育及び保育を行い、これにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、乳幼児の最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに当園を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）を心身ともに健やかに育成するものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
 - 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自立及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
 - 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
 - 四 日常の会話や、絵本童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
 - 五 音楽、体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
 - 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。
- 2 当園は、乳幼児の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮した内容及び水準の特定教

育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 3 当園は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に当該利用乳幼児の立場に立って特定教育・保育を提供するように努める。
- 4 当園は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。
- 5 当園は、浜松市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する関係法令及び関係通知を遵守し、事業を実施するものとする。

4 (提供する特定教育・保育の内容)

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育
- (2) 前号に挙げる事業を利用する者に対する延長保育

5 (子育て支援の内容)

- 1 入所する子どもの保護者への支援は、日々の保育に深く関連して行う。
- 2 当園は、地域に開かれた幼保連携型認定こども園として、地域の子育て力の向上に貢献するよう、次の事業を実施する。
 - (1) 一時預かり事業
 - (2) 親子ひろば事業

6 (利用定員)

当園の利用定員は、下表のとおり定める。

区分	利用定員	(内訳)						
		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号認定子ども	0							
2号認定子ども	45人					15人	15人	15人
3号認定子ども	35人	8人	12人	15人				
合計	80人	8人	12人	15人		15人	15人	15人

備考1 表中の利用乳幼児の年齢は、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の4月1日の前日現在の年齢をいう。

備考2 3号認定の子どもに係る0歳児の受け入れは、生後2か月からとする。

7 (職員の職種・員数及び職務の内容)

当園の事業の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、下表のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがあるが、その場合であっても、関

係法令を遵守した員数を配置する。

職員の職種	員 数	職務の内容
(1) 園長	1名	園務をつかさどり、所属職員を指導する。
(2) 主幹 保育教諭	1名	園長を助け、命を受けて園務の一部を補助し、並びに利用乳幼児の教育及び保育をつかさどる。
(3) 保育教諭	13～15名	利用乳幼児の教育及び保育をつかさどる。
(4) 栄養士 (調理員兼務)	1～2名	食品衛生責任者等給食責任者として、栄養管理、指導、食育計画の作成・実践・評価、献立に基づく調理業務を行う。
(5) 調理員	1～2名	献立に基づく、給食・おやつ等の調理業務を行う。
(6) 事務員	1名	事務全般をつかさどる。
(7) 用務員	1名～2名	園内の清掃・環境整備に関する業務を行う。
(8) 嘴託医	1名	学校保健安全法施行規則第22条に定める職務執行の準則に則った業務を行う。
(9) 嘴託 歯科医	1名	学校保健安全法施行規則第23条に定める職務執行の準則に則った業務を行う。
(10) 嘴託 薬剤師	1名	学校保健安全法施行規則第24条に定める職務執行の準則に則った業務を行う。

8 (学年及び学期)

当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 当園の学期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

9 (特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日)

当園の特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日は、下表のとおりとする。

区分	2号認定子ども	3号認定子ども	備考
特定教育・保育の提供を行う日	月曜日から土曜日までとする (ただし、特定教育・保育の提供を行わない日に該当する日を除く。)		特定教育・保育の提供を行う日であっても、非常災害その他急迫の事情がある時は、市と協議のうえ、特定教育・保育の提供を行わないことがある。
特定教育・保育の提供を行わない日	日曜日・休日及び年末年始(12月29日から12月31日及び1月2日から3日まで)とする。		特定教育・保育の提供を行わない日に行事等の為、特定教育・保育の提供を行う場合は、速やかに利用乳幼児の保護者へ周知する。

10 (特定教育・保育の提供を行う時間)

当園の開所時間は、利用時間帯は下表のとおりとする。

(1) 開所時間・利用時間帯 (保育標準時間・保育短時間)

区分	開所時間	利用時間帯	
		保育標準時間	保育短時間
月曜日 から 金曜日	午前7時から 午後6時30分まで	午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が、保育を必要とする時間とする。	午前8時30分から午後4時30分の範囲内で保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が、保育を必要とする時間とする。
土曜日	午前7時から 午後6時30分 まで	午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が、保育を必要とする時間とする。	午前8時30分から午後4時30分の範囲内で保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が、保育を必要とする時間とする。

(2) 延長保育

区分	延長保育の実施	備考
月曜日 から 金曜日	2号認定子ども及び3号認定子どもが保育標準時間又は保育短時間以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は次の時間帯の範囲内で、延長保育を提供する。 (1) 保育標準時間認定の場合 午後6時から午後6時30分まで (2) 保育短時間認定の場合 午前7時から午前8時30分午後4時30分から午後6時30分まで	延長保育については、職員配置等の状況により、あらかじめ保護者に周知したうえで、特定の日において提供を行わない事がある。
土曜日	2号認定子ども及び3号認定子どもが保育標準時間又は保育短時間以外において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は次の時間帯の範囲内で、延長保育を提供する。 (3) 保育標準時間認定の場合 午後6時から午後6時30分まで (4) 保育短時間認定の場合 午前7時から午前8時30分午後4時30分から午後6時30分まで	延長保育については、職員配置等の状況により、あらかじめ保護者に周知したうえで、特定の日において提供を行わない事がある。

1.1 (利用者負担その他の費用の種類等)

当園は、教育・保育給付認定を行った市町村の定める利用者負担（保育料）を、当該利用乳幼児の保護者から徴収する。

2 当園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の額の支払いを利用乳幼児の保護者から受ける。

実費徴収

支払いを受ける費用の種類	内 容	支払いを求める理由	支払いを求める金額
主食費	2号認定子どもの 主食費	給食における主食の提供 の為	月額 1,200円
副食費	2号認定子どもの 副食費	給食の提供に必要な食材 費の購入の為	月額 5,800円
備考			・副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村から免除の対象者として通知があったものへの支払いは求めない。
連絡ノート	3号認定こども (0歳児、1歳児)	個別に園と保護者の連絡 に使用	1冊450円 程度
オムツ レンタル	3号認定の子ども (0歳児、1歳児)	オムツは個人の使用となるため1枚34円×使用 枚数	月額 3,000円 程度

業者直接販売

支払いを受ける費用の種類	内 容	支払いを求める理由	支払いを求める金額
教材費	2号認定こども (年長)	個人が使う教材(鍵盤ハーモニカ)	6,400円 程度
	2号認定こども (年中・年長)	個人が使う教材(なわとび)	600円程度
	2号認定こども (年中・年長)	個人が使う教材(ボール)	2,000円 程度
被服費	2号認定こども (年中・年長)	個人が使う体操服上着	1,500円 程度
	2号認定こども (年中・年長)	個人が使う体操服半ズボン	1,500円 程度
	2号認定こども (年中・年長)	体操服ゼッケン	50円程度

備考 業者特別販売の教材、被服等を希望する保護者は、上記の表に掲げる費用の額の支払いが必要である。領収書は業者が発行するものとする。

保護者会

支払いを受ける費用の種類	内 容	支払いを求める理由	支払いを求める金額
会 費	保護者会費	園児の保護者で組織する保護者会の活動費が必要となるため	1園児 月 300円

備考 保護者会に加入を希望する保護者は、上記の表に掲げる費用の額の支払いが必要である。保護者会は園児の保護者の加入する組織であり、当園とは別組織・別会計のため、納付先は保護者会となる。領収者は保護者会が発行するものとする。

- 3 当園は、4（2）に規定する延長保育を利用した利用乳幼児の保護者から下表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

延長保育

支払いを受ける費用の種類	内 容	支払いを求める金額
延長保育料	2号認定子ども及び3号認定子どもが提供を受けた延長保育の費用	午後6時15分から午後6時30分 利用乳幼児1人当たり、1回200円 保育短時間の乳幼児 30分200円

- 4 前各項に掲げる費用の額の支払期限及び支払方法については、あらかじめ利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。
- 5 当園は、前1項から第4項までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該利用乳幼児の保護者に交付する。
- 6 当園は、前1項から第4項までに掲げる費用の額の根拠を利用乳幼児の保護者から求められた場合は、遅延なく開示するものとする。

1.2 (利用の開始に関する事項)

2号認定子ども及び3号認定子どもについては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し選考された利用調整に基づき、浜松市からあっせん及び要請を受けた乳幼児及び保護者に対し、面接を行ったうえで、利用を開始するものとする。

- 2 特定教育・保育の提供に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

1.3 (利用の終了、退園、転園、休園及び卒園に関する事項)

次の各号のいずれかに掲げる場合には、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが、小学校に就学し、当園を卒園したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき

- 2 退園、転園又は休園するときは、利用乳幼児の保護者はあらかじめ園長に届け出るものとする。

1 4 (利用にあたっての留意事項)

利用の開始に伴い面接を行った保護者に支給認定証の提示を求め、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

- 2 利用を開始しようとする乳幼児の保護者に対して、あらかじめ、運営基準第5条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該保護者の同意を得るものとする。
- 3 前項に規定する重要事項を記した文書については、当園の見やすい場所に掲示する。

1 5 (緊急時等における対応方法)

現に特定教育・保育の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合等には、必要に応じて迅速な応急措置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて、救急車の手配、当該利用乳幼児の保護者及び浜松市への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について記録するとともに、事故等の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 3 特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 職員はヒヤリハットを記録し事故防止につとめる。

1 6 (非常災害対策)

火災・地震等の非常災害に備えて、消防計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し、その周知を図り、毎月1回の避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。また、警察署や消防署、近隣の地域住民等と連携の下、利用乳幼児の安全に留意するものとする。

- 2 非常災害その他、窮屈の事情がある時は、市と協議の上、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

1 7 (虐待の防止のための措置)

当園の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- 2 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを児童相談所等の機関に通告する。

1 8 (秘密保持)

当園の職員（職員であったものを含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定教育・保育の提供に際して、提出いただいた個人情報につきましては十分に管理し、園内で活用する・法令による小学校入学時の児童要録の提出及び虐待の通報を除く、第三者への情報提供は保護者に説明し、文書で同意を得たうえで行う。

1 9 (苦情解決)

当園は、その提供した特定教育・保育に関する利用乳幼児又はその保護者その他の当該利用乳幼児の家族（以下この条において「利用乳幼児等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、利用乳幼児の保護者に周知する。

苦情解決責任者 園長 鈴 井 浩 子
苦情解決受付担当者 主幹 山 下 加 代
第三者委員 外 部 委 員

- 2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、その提供した特定教育・保育に関する利用乳幼児等からの苦情に関して浜松市が実施する事業に協力するよう努める。
- 4 当園は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用乳幼児等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、浜松市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 当園は、浜松市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を浜松市に報告する。

2 0 (会計の区分)

当園は、運営基準第33条の規定に基づき、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、その経理については社会福祉法人会計基準に則って行う。

2 1 (記録の整備)

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる教育及び保育の目標を達成するために、全体的な計画を編成するとともに、指導計画を作成するものとし、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録する。

- 2 当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 当園は、利用乳幼児に対する、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 特定教育・保育の提供の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 当園は、利用乳幼児に対する特定教育・保育の提供に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録を整備し、当該利用乳幼児が小学校を卒業するまでの間、(学籍に関する記録については20年間)保存する。

2.2 (重要事項説明書の改正及び廃止の手続き)

重要事項説明書の改正又は廃止に当たっては、社会福祉法人浜松乳幼児福祉会の理事会の決議を経るものとする。